

財形住宅預金

(2019年5月1日現在)

1. 商品名	財形住宅預金
2. ご利用いただける方	・満55歳未満の勤労者の方(他金融機関を含めおひとり様、1契約のみ可能)
3. お預け入れ期間	・5年以上の期間にわたって年一回以上定期的に積立。
4. お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)最低お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	<p>・給与・賞与からの天引きによる積立。 *自由金利期日指定定期預金、または期間5年のスーパー定期でお預けします</p> <p>・1,000円</p> <p>・1,000円単位</p>
5. 払戻方法	<p>(1)住宅取得等前にお引き出しする場合 <一部お引き出し> ・お引き出し限度額:財形住宅残高の90%または住宅取得等に要する費用のいずれか低い額。 <残額お引き出し> ・お引き出し限度額:住宅取得等に要する費用の額から一部お引き出しの額を差し引いた金額。 ・お引き出し期限:一部お引き出しの日から2年以内でかつ住宅取得等の日から1年以内。</p> <p>(2)住宅取得等後にお引き出しする場合 ・お引き出し限度額:住宅取得等に要した額以下。 ・お引き出し期限:住宅取得等の日から1年以内。</p> <p>*一定の要件に該当する持家としての住宅の新築・購入・増改築等に支払う(目的支払)場合、必要書類のご提出をいただきます。</p>
6. お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)お利息への課税	<p>・預入時(または継続時)における自由金利期日指定定期預金、または期間5年のスーパー定期の店頭金利を適用します。</p> <p>・お引き出し日に一括して支払います。</p> <p>【自由金利期日指定定期預金】 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算。</p> <p>【期間5年のスーパー定期】 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。</p> <p>・財形年金と合算して550万円までが非課税となります。 ・元本総額が非課税限度額を超えた場合、課税扱いとなります。その場合、限度額を超えた時以降に発生したお利息は20%(国税15%、地方税5%)*の源泉分離課税となります。 ・要件外(住宅取得等の目的以外)の払い戻しの場合は、お受取り済のお利息(非課税分)につきましても、5年間さかのぼって20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)*となります。 *復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ・マル優のお取扱いはできません。</p>

(5)金利情報の入手方法	・窓口へご照会下さい。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時のお取り扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>・ただし、2013年1月1日以降に預入した定期預金について、中途解約利率が普通預金利率を下回る場合、解約日における普通預金利率を下限とします。</p> <p>【自由金利期日指定定期預金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6カ月未満の場合 :解約日における普通預金利率 ・預入期間6カ月以上1年未満の場合 :預入時の2年以上の利率×40% ・預入期間1年以上1年6カ月未満の場合 :預入時の2年以上の利率×50% ・預入期間1年6カ月以上2年未満の場合 :預入時の2年以上の利率×60% ・預入期間2年以上2年6カ月未満の場合 :預入時の2年以上の利率×70% ・預入期間2年6カ月以上3年未満の場合 :預入時の2年以上の利率×90% <p>【期間5年のスーパー定期の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6カ月未満の場合 :解約日における普通預金利率 ・預入期間が6カ月以上1年未満の場合 :約定利率×10% ・預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合 :約定利率×10% ・預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合 :約定利率×20% ・預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合 :約定利率×20% ・預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合 :約定利率×20% ・預入期間が3年以上4年未満の場合 :約定利率×40% ・預入期間が4年以上5年未満の場合 :約定利率×70%
10. 預金保険	・預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。くわしくは窓口におたずね下さい。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
12. その他参考となる事項	<p>・財形預金は事業主と北洋銀行が提携する積立預金です。</p> <p>・総合口座の担保としては利用できません。</p>